



長野県報

5月7日(月)
平成19年
(2007年)
第1860号

目次

規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(職員課) 1

告示

都市計画事業の事業計画の変更認可(生活排水対策課) 2

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO活動推進課) 2

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(NPO活動推進課) 2

一般競争入札(管財課) 2

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(産業政策課) 3

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市計画課) 3

一般競争入札(管財課) 4

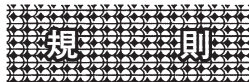
土地改良区役員の就退任の届出(4件)(農地整備課) 5

土地改良区役員の退任の届出(2件)(農地整備課) 6

平成20年度長野県小学校、中学校及び特別支援学校教員並びに長野県立高等学校教員の採用選考(義務教育課・

特別支援教育課・高校教育課) 7

一般競争入札(2件)(特別支援教育課) 10



非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年5月7日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第24号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第17条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第17条各号の規定は、施行日以後に行うべき事由が生じた福祉事業について適用し、施行日前に行うべき事由が生

じた福祉事業については、なお従前の例による。

職員課